

木造住宅の耐震改修 補助金のご案内

令和8年度

鳥 栖 市

鳥栖市木造住宅耐震改修補助金 制度の概要

平成28年4月に発生した熊本地震では、旧耐震基準により建設された木造住宅が倒壊して大きな被害が発生しました。これを受けて、市は、市内にある同様の木造住宅の耐震化を促進し安全・安心な住まいづくりを進めるため、該当する住宅の所有者が実施する耐震改修工事にかかる費用に対して補助を行います。

対象となる木造住宅

次の全てに該当する木造住宅

- ① 市内にある木造住宅であること
- ② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ③ 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって造られた住宅であること
- ④ 個人が所有し、自ら居宅する一戸建て住宅（他の者に賃貸しているものや空き家でないもの）
- ⑤ 耐震診断（※）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
※耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会による『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断」に基づき行う耐震性能に関する診断であれば、市の補助を受けたものである必要はありません。

補助の対象者

次の条件を満たしている方

- ① 上記の木造住宅を所有し、かつ居住する方、又はその親族等で耐震改修工事にかかる費用を負担する方
- ② 鳥栖市の市税を滞納していない方

耐震改修工事施工者の条件

市内に事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人事業者

耐震改修工事の方法

耐震診断の結果において、建物の上部構造評点が1.0未満のものを、1.0以上になるよう補強する工事

補助金の算出方法

耐震改修工事及び耐震補強設計にかかる費用の額に80パーセントを乗じた額で、115万円を上限
(千円未満は切り捨てます)

ただし、利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する場合は、耐震改修工事及び耐震補強設計にかかる費用の額に40パーセントを乗じた額で、57.5万円を上限
(千円未満は切り捨てます)

募集件数

1件

募集期間

令和8年6月1日(月)～ 令和8年10月30日(金)

募集件数に達した場合は、終了します。

申込みの流れ

3ページ記載の手続きの流れ参照

申込の方法

提出書類：●補助金交付申請書（様式第1号）※記入は一部分のみで結構です。

●誓約書（様式第2号）

●建築確認通知書の写し等建築年月日がわかる書類（ない場合は自己申告で結構ですが、後日補助対象でないと分かった場合には、申込を取り消します）

●耐震診断結果の写し

【注意】

※申込をもって補助金の交付が決定するわけではありません。正式に補助金交付申請をして、市が交付決定を通知するまでは着手しないでください。

申込後の手続

1か月以内に、正式な補助金交付申請として以下の書類を提出してください。

- ✓ 補助金交付申請書（様式第1号）※全項目を記入したもの
- ✓ 建築確認通知書の写し（申込時に提出していない場合）
ない場合は、「建築確認受付台帳に記載のある旨の証明書」（東部土木事務所）
- ✓ 住民票の写し（市役所市民課）
- ✓ 登記事項証明書（法務局）
（未登記・未相続の場合は固定資産税家屋評価証明書）（市役所税務課）
- ✓ 耐震補強計画書
- ✓ 設計図面（平面図）
- ✓ 耐震改修工事に係る見積書の写し（工事を依頼する事業者）
- ✓ 市税の滞納のない証明書（市役所税務課）
- ✓ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第3号）
※利子補給制度を利用する場合のみ

実績報告

耐震改修工事が終了したら、すみやかに実績報告書を提出してください。

問合せ先

鳥栖市 建設課 住宅係

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

電 話 0942-85-3600

FAX 0942-85-2114

●鳥栖市木造住宅耐震改修工事費用補助金 手続きの流れ●

市(建設課住宅係)

<申請者>

<工事施工業者>

